

# 船舶事故調査報告書

平成28年7月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成27年8月11日 15時35分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市坊泊 <sup>ほうどまり</sup> 漁港南方沖 峰ヶ埼灯台から真方位180° 1,180m付近 (概位 北緯31° 15.7′ 東経130° 13.0′)
事故の概要	交通船あじろは、右旋回中、遊泳者2人が負傷した。
事故調査の経過	平成27年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	交通船 あじろ、1.6トン KG3-45134（漁船登録番号）、個人所有 6.27m(Lr)×2.35m×1.01m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成2年7月 第291-30173号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年12月3日 免許証交付日 平成25年12月10日 (平成30年12月9日まで有効) B 遊泳者A 男性 20歳 遊泳者B 男性 21歳
死傷者等	重傷 1人（遊泳者A）、軽傷 1人（遊泳者B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、遊泳客8人（以下「本件乗客」という。）を乗せ、船首尾共に約0.7mの等喫水で、平成27年8月11日15時30分ごろ、坊泊漁港に向けて鹿児島県南さつま市あじろ浜を出発した。 船長は、機関を始動した後、操縦席で立って手動操舵により操船し、後方を確認しながら左舵として後進とした後、船首方を確認して右舵として前進で右旋回を開始した。

	<p>船長は、本船の周辺約5～6m離れた所には複数の遊泳者がいたので、遊泳者に接触しないように旋回径を小さくして右旋回をしていた。</p> <p>船長は、右旋回を終えて北東進中、本件乗客から本船が遊泳者を負傷させたことを知り、負傷した遊泳者A及び遊泳者Bの所に戻り、両遊泳者を乗せて坊泊漁港の岸壁に搬送し、本件乗客の連絡で待機していた救急車等に両遊泳者を託した。</p> <p>遊泳者A及び遊泳者Bは、船長に告げることなく、本船の後進により引っ張られるのを楽しむつもりで、本船の船首に設置された乗降用ステップに<sup>つか</sup>まっていたところ、本船の右旋回中に同ステップから手が離れ、15時35分ごろ、本船のプロペラに遊泳者Aの右腕が、また、遊泳者Bの右足首付近が接触した。</p> <p>同僚の船長は、船長から本事故の報告を受け、海上保安庁に通報した。</p> <p>遊泳者A及び遊泳者Bは、搬送された病院で右前腕切創等及び右足部切挫創とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、夏季中、坊泊漁港からあじろ浜までの間、あじろ浜で遊泳する客の移送に従事していた。</p> <p>船長が操縦していた本船の操縦席からは、乗降用ステップに掴まっている遊泳者A及び遊泳者Bが見えなかった。</p> <p>船長は、遊泳者が乗降用ステップに掴まって遊んでいるのを見たことがなかった。</p> <p>本事故当時、あじろ浜には、約500人の遊泳者が水際で遊んでいた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>本船は、あじろ浜沖において、船長が、出発する際、乗降用ステップに遊泳者が掴まっていることを知らず、付近の遊泳者に注意を向けて右旋回中、同ステップから手が離れた遊泳者A及び遊泳者Bが本船のプロペラに接触したものと考えられる。</p> <p>遊泳者A及び遊泳者Bは、本船の出発時から乗降用ステップに掴まっていたことから、本船の右旋回中に同ステップから手が離れて本船のプロペラに接触し、負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、あじろ浜沖において、遊泳者A及び遊泳者Bが、本船の出発時から乗降用ステップに掴まっていたため、本船の右旋回中に同ステップから手が離れ、本船のプロペラに接触したことにより発生したものと考えられる。</p>

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・プロペラに接触するおそれのある遊びは控えること。</li><li>・遊泳者は、航行船の付近に近づかないこと。</li></ul>
-----------	---

付図1 事故発生場所概略図

